

# 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

障害の有無にかかわらず、全ての市民は、一人ひとりが主権者であるとともに、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されなければなりません。そのために、優しさと思いやりにあふれ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に努めなければなりません。

第二次上田市障害者基本計画は、障害者を支援の対象としてのみ捉えるのではなく、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者の自立と社会参加のために上田市、関係機関・団体、市民が連携・協働して取り組む障害者施策の基本的な方向性を定めるものとします。

## 2. 基本的な視点

- (1) 障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現に向けた地域社会やボランティア活動による支えあい
- (2) 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに向けた住環境の整備と福祉サービスの提供
- (3) 障害を理由とする差別の解消に向けた就労や教育などあらゆる分野における合理的な配慮の提供
- (4) 障害を持つために差別的な扱いや虐待を受けることのない基本的人権の尊重される社会の実現に向けた権利擁護
- (5) 障害のある人が社会の中で基本的人権を有する一人の人間として尊重され、地域の中で暮らしていくために障害に対する理解の普及・啓発活動の推進
- (6) 障害の有無にかかわらず、すべての子どもが地域で学び育つための福祉教育の充実とインクルーシブ教育の向上
- (7) 障害のある人が安心して健康的な生活をしていくために疾病の早期発見・治療、介護予防の充実